

## 縁切寺満徳寺の内済離縁(二)

—新史料の紹介をかねて—

高木 侃

一 はじめに

二 内済離縁事例

1 文政八年八月 武州秩父郡石間村寅吉女房「さ

か」事例(史料1)

2 嘉永二年 武州賀美郡帯刀村文右衛門女房「た

か」事例(史料2)

3 安政六年五月 武州埼玉郡今泉村翠幸吉女房

「のい」事例(史料4)

4 内済離縁と金銭問題

三 その他の史料

四 史料

一 はじめに

鎌倉の東慶寺と並ぶ縁切寺であった上州の満徳寺に関する

る離婚史料は、一九七六年に『縁切寺満徳寺史料集』(成文堂)として出版した。その後、あらたに見出した史料は二度にわたって翻刻したが、これらは一九九〇年に著した『縁切寺満徳寺の研究』(成文堂、一九九〇年、以下『研究』とす)の史料編にすべて採録した。

『研究』出版後もさらに新史料を見出し、二度にわたって翻刻・紹介した。一は上州那波郡福島村兼蔵女房「まつ」の内済離縁一件帳を中心にした一七点であり、二は副題に示す通り、「かね」内済離縁一件文書を名主控帳に注目して紹介した。<sup>3</sup> その後も史料収集に努め、数点の新たな関係文書を見出した。<sup>4</sup> そのなかには、内済離縁の入用帳や在寺二五か月を要する寺法離縁になるべきところ、子が幼少のため、召抱え後、直ちに年季中内済離縁で決着した事例などがみられ、いずれも縁切寺法上貴重な事例である。本稿

はこれらの史料を翻刻し、主に内済離縁事例を中心に論じ、他についても若干の解説を加えて、紹介するものである。

本稿の新史料の駈け込みで「駈け入り女一覽表」に新たに追加するものは、次頁表Ⅰの通りである。

この新史料を加えて、満徳寺の駈入り事例件数は総計一二四件となる。駈入り事例につき、1 現存状況（満徳寺文書とそれ以外の文書に大別され、満徳寺文書の事例件数は（一）内に表示した）、2 時期（縁切寺法の変遷過程から四期に区分される）、3 寺での裁決、つまり妻の駈入りから解決までの始末（事件の内容・処置）の三点を基準として整理すれば、次頁表Ⅱの如くである。

(1) 「(資料) 縁切寺満徳寺史料補遺」〔法学新報〕第九〇巻第七・八合併号、一九八四年・「資料」縁切寺満徳寺史料補遺(二)〔法学新報〕第九二巻第五・六合併号、一九八六年)。

(2) 「縁切寺満徳寺の内済離縁―新史料の紹介をかねて―」〔見城幸雄教授頌寿記念 法制と文化〕見城幸雄教授頌寿記念事業会、一九九九年) 七〜四五頁。

(3) 「縁切寺満徳寺の内済離縁事例―武蔵国大里郡平塚新田村「かね」駈け込み一件―」〔専修法学論集〕第一〇〇号、二〇〇七年) 一〇九〜一二六頁。

(4) 史料3はすでに『上野村誌(Ⅸ) 上野村の古文書』

(群馬県上野村、二〇〇五年、二八九頁) に収録されているが、書き下し文であり、原文に忠実に翻刻し、『研究』以降の新史料をすべて紹介する意味で、これも収録した。

(5) 埼玉県立文書館のほか、所蔵者・佐藤繁氏には文書の閲覧・複写や所蔵の離縁状写しの恵与など、また史料2については小野英彦氏の御教示によるもので、ここに特記して感謝の意を表する。

(6) 史料の引用は、『研究』凡例に拠った。

(7) 満徳寺文書の残存状況の特異性については、高木(一九九〇年・八頁) 参照。

(8) 本稿は高木 一九九九年に次ぐものとして「縁切寺満徳寺の内済離縁(二)」の表題をつけた。そこで、本稿での史料の引用にあたっては、高木 一九九九年の引用は「史料一―史料番号」、本稿の引用は「史料二―史料番号」とする。

## 二 内済離縁事例

満徳寺の縁切寺法手続きは、内済離縁と寺法離縁とに大別され、時代によって変遷を遂げてきたが、ここでは寺法完成期(幕末期)の内済離縁手続きを取り上げる。ところで、この時期における内済離縁事例は、満徳寺時所蔵文書ではなく地方文書(村方文書)によって考察されなければ



い不調にて、寺へ出頭した夫に対する種々の説得、よって成立する場合である。

そこで、新史料によって知りえた内済離縁の具体的事例を紹介しよう。

1 文政八年八月 武州秩父郡石間村寅吉女房「さか」

事例（史料1）

本事例については、関連文書があり、すでに『縁切寺満徳寺史料集』（成文堂、一九七六年）に史料五五「さか離縁関係文書、(1)婦縁議定書 (2)内済離縁証文」として翻刻・紹介しており、さらに『研究』史料編にも史料六五・六六として収録してある。これらによれば、サカの駈け込みは異例である。すなわち、このころ石間村（現・埼玉県秩父市）周辺では、「夜這い」の風習が行われていたものか、事件は駈込みの前年十二月「同村若もの大勢にて、藤次郎宅へ入込、女子さかを奪取」ことに始まる。そのときの若者たちはいずれも口を噤んでいたもので、その跡始末に仲人が立ち入り、サカを親類の間柄でもあった平右衛門倅寅吉の「女房ニ無抛取結候」こととなった。当日入り込んだ大勢の若者の一人である寅吉と無理やり結婚させたものと思われる。しかし、大勢の若者に凌辱された上、本人の意思を全く無視しての結婚には、周囲の者も「女子逆心不相暗候哉」と危惧していたほどであるから、サカはそれ以上の

怒り・悲しみの気持ちにかられたものであるうか、文政八年五月、満徳寺へ駈込んだ。文書に離婚理由は「不相応」とあるが、実際には満徳寺への駈込みの中でも特異な駈込み理由である。

文政八（一八二五）年六月の文書（史料六五）によれば、サカの駈け入り後、一旦は寅吉と婦縁（復縁）することでも話し合いが成立する。サカ兄藤次郎は「極貧」の者で、婦縁に当たって、「申下ケ」の金子、つまり寺に滞在中の諸費用金三両が出来兼ね、仲人・世話人に立て替えてもらい、この後サカが離縁を望むことがあったら、兄・藤次郎に無沙汰に事を運び「何方へ奉公又ハ縁談御取組」されても異議を唱えないこと、さらにサカを藤次郎方で引き取る時も残らず支払う旨が約束されている。

しかし、同年七月の文書（史料六六）によれば、サカの「逆心不相暗」という気持ちはおさまらなかつたものとみえ、結局離婚ということを決着する。その経過はサカの駈込み後、寺から妻方夫方双方に村役人同道で出頭するよう指紙（呼状）が出される。通常は最初妻方のみを呼び出すが、双方遠方のこともあり、サカの申立もあって、双方が出頭する。妻方では日延べを願ひ、国許で内済をするべく帰村する。このとき寺では石間村の隣村で、神流川で上州に接する秩父郡太田部村（現・秩父市）の名主・恒次郎に

内済に尽力するようにと仰せ付けている。恒次郎は早速妻方石間村に来て名主代・万助と仲人も立会い、双方に異見を差し加えて内済離縁にこぎつけた。このとき、「さか指遣候砌りの祝金(寅吉の出金のこと)」「三両と」「諸入用金(申下ケ金とその後の入用金)」「四両、計七両はサカ方から返金することとなり、サカは扱人・恒次郎と親類・龍蔵方へ貰われることになった。この内済離縁は(ハ)の段階の事例である。

今回の文書(史料1)は名主間の人別送りをかりて、本件について太田部方へ難儀をかけない旨を約定したものである。サカに異見をしたものの、寅吉と婦縁(再縁)にならず、離婚で決着したが、この間に仲介の労をとった名主恒次郎と了助が「御下金」を立て替え、これを「樽代ニ差向ケ御所望」とあり、さらにサカを何方へ片付けられても申分ないとある。諸入用を立て替えたのは、あるいは恒次郎がサカを妾に貰い受けるためであつたらうか、さすれば、サカは「掃溜めの鶴」つまり「貧窮な家の美形」で、これが大勢の若者の入り込みになり、恒次郎の所望ということになったのかもしれない。

なお、史料1の日付が文化八年酉となっているが、酉年なら文政八年であり、先の関連文書が文政八年で考え合わせると、これが文政八年の誤りであることが分る。

## 2 嘉永二年 武州賀美郡帯刀村<sup>たてわき</sup>文右衛門女房「たか」

### 事例(史料2)

この文書は、帯刀村(現・埼玉県児玉郡上里町)文右衛門の女房タカが満徳寺に駆け込んで内済離縁になった後に文右衛門の名を騙って金銭をゆすり取った当事者三名を相手取った「不実出入り」の訴状であるが、写しで日付の記載がない。まず日付を特定しよう。文右衛門は勅使河原村(現・上里町)の親戚筋にあたる組頭・歌次郎の姉タカを、半三郎の仲人で女房に迎えたのが弘化三(一八四六)年五月であった。夫婦仲は良く、睦まじく暮したが不仕合のみ続き、「身上も難取続」く、その年の十月にはタカを実家に預けている。暮らし向きが改善したら引き取る約束で、お互いに行き来はしていたが、文右衛門は身上も立ち直り、タカを引き取り同居することを考えていたところ、勅使河原村の梅太郎から、次のような話を聞かされる。すなわち、それ相当の手当金(慰謝料)を出すので、タカを離縁してくれないだろろうかというもので、タカ実父・善四郎に頼まれたという。この申し出がなされたのが「当閏四月」で、弘化三年以降で、閏四月があるのは、嘉永二年と明治元年であり、本文書は幕末の混乱期でない前者の嘉永二年と推測した。右のような事情から、文右衛門は離縁を断つたところ、間もなくタカは離縁を願って満徳寺に駆け込んだのである。満徳寺での妻方の取扱はわからないが、妻方と夫

方との内済の交渉もなく、いきなり寺から「組下にて可濟事二候ハ、可相濟、万一滯子細有之ハ、親類・組合・村役人共にて私を召連可罷出旨」の御書付、すなわち「掛合差紙（夫方呼状）」が夫・文右衛門に届いて、これをみたのが五月二日のことであつた。満徳寺の作法に背くわけにはいかず、仲人等の取り扱いに任せて、タカを離別したという。このとき文右衛門は妻方から離婚慰謝料五両を受け取っている。本事例も手続き(ハ)の段階の内済離縁である。

これで、離婚問題は一応の決着をみたが、その後文右衛門はかれが相手のうち梅太郎・友右衛門と馴れ合つて、定三郎から多分の金子をゆすり取つたという風聞を耳にする。文右衛門は噂の真偽を内々探つたところ、タカを実家に預け中、定三郎がどのようなことがあつたのか、梅太郎・友右衛門兩人に見咎められたという。後段で「不束之取計」とあるので、おそらく密通を疑われるような事実があつたのである。梅太郎・友右衛門は文右衛門の代理人と称して、同聞四月十七日には梅太郎が金二両、同廿八日には友右衛門が金拾両を定三郎より受け取つたことを知る。この時点ではいまだ文右衛門とタカの離婚は成立していなかったのであるから、文右衛門代理人として定三郎から密通を黙っている代償として脅し取つたものと思われる。事実を知つた文右衛門ではあつたが、すでにタカと離婚していたので、定三郎へ対して何ら申し分はなかつたが、「風聞」

の通り梅太郎・友右衛門に金子を渡したか否か尋ねたところ、文右衛門の代理ということなので、「内済金」と心得て金を出したという。文右衛門は一切知らないことで、梅太郎・友右衛門へ交渉し、右の金子を取り戻したいと思ひ、定三郎からその事実を自筆でしたためた書き付けを貰ひ、梅太郎・友右衛門兩人へ掛け合つたところ、友右衛門がいうには、全く文右衛門の「内済金」だと思ひ、定三郎より金拾両を請け取つたけれども、直ちに梅太郎へ渡したというので、友右衛門から掛け合つたけれども、梅太郎は取り合わない。タカ実家歌次郎は勿論、その親・善四郎もそのような事情はしらず、満徳寺への入寺もタカの一存によるものと思つていたい。

要は、たか・定三郎が「不束之取計」を、梅太郎・友右衛門に見咎られ、この二人が文右衛門の名前を偽り、定三郎から金一二両を「内証」に受け取つたことがわかつた。もしタカが文右衛門と熟縁（復縁）することになれば、この金子強請り取りが露見してしまうので、梅太郎が親に頼まれたとして文右衛門方へ「離別之掛合」に来たり、しかも、タカを体よく言いくるめて、満徳寺へ入寺させ、離婚させたことが判明した。ぜひとも定三郎・タカの「不束之所業」と、梅太郎・友右衛門が文右衛門の名前を偽り「金子ゆすり取候始末」の吟味を願つて訴訟に及んだのである。ところで、この離婚一件は、夫方への離婚交渉、タカの

満徳寺入寺、金子の強請取りも、すべて梅太郎一人が裏で画策したもののようである。満徳寺のことに関連していえば、ここでのタカは、もし定三郎と「不束之取計(密通)」があったとすれば、入寺は却下されたはずであるが、入寺の時点ではわからず、離婚後に判明したので、このことは不問に付されたこと、夫・文右衛門の受け取った五両は離婚慰謝料だったのであり、また友右衛門・梅太郎が強請取った内済金は密通黙認料であった。

### 3 安政六年 武州埼玉郡今泉村智幸吉女房「のい」事

#### 例(史料4)

この一件には、内済済口証文兼引取証文が二通と「出入用帳」一冊の三点の史料が残存している。

下書き文書(1)によれば、武州埼玉郡今泉村(現・埼玉原羽生市)清左衛門後家セン娘ノイは、十一か年以前の三月に、同じ村の林蔵悻幸吉を智養子に貰い請けたが、夫婦中「不熟」で満徳寺へ離縁を願って駆け込んだ。寺法手続き通りに母センが召し出され、事情を聴いた上で内済を仰せ付けられる。妻方では夫(智)方と示談交渉をするが、「不行届」となり、その旨を寺に申上げる。寺では「実父方内済掛合可仕旨」の達書、つまり夫方呼状である「掛合差紙」を以て離縁内済するように申し付けた。たまたまノイの叔父磯七が当地(満徳寺)に来ていたとある。あるいは

この叔父が、地元「掛合差紙」を持って夫方と交渉にあたったものか、そこでの内済は「行届兼」ね、夫妻双方は寺へ出頭し、そこで示談となる。示談内容は、ノイ父・清左衛門家の家督は悻定吉へ譲ること、智養子幸吉は実父林蔵方へ引取ることであった。その上で離縁状が授受されることになったが、「のい」離縁状之儀御寺法之通り、期月過候上にて可差遣」とある。これはノイが寺法離縁で正式に召し抱えられ、在寺することとなったことを意味する。すれば、「期月過候上」、すなわち、離縁状は二五か月後に幸吉から差し出されるはずであった。しかし、夫妻の子である「定吉幼年之儀ニ付勘弁之上、当時離縁状相済」こととなった。両人の子が幼年なので、母ノイが在寺中では育児に差し支えることから、召抱え直後に「のへ儀致入夫候共、於幸吉差構無御座候」離縁状が幸吉から差し出されて離婚となった。これはこれまでに例のない「年季中内済離縁」である。

(2)の文書写しは、端裏の部分に「筆墨料 今泉郷のい」とあるので、寺役宿へ支払われた筆墨料の、不要になった包み紙に書かれたものである。(1)とほぼ同じ内容であるが、日付が「天保甲午(五年)」と明記されている点と、ノイ宛の満徳寺離縁状の書式が控えられている点である。ここでは日付についてだけ検討しておく。(2)の「天保甲午」は明らかに異筆であるから日付は「八月廿七日」だけに信が

おける。文書<sup>(3)</sup>入用控帳の日付は表紙に「安政六年五月三日」とあり、帳面末尾の方に「貳百五拾文、右は四月廿八日夜のい様 老人分」、つまりノイの四月二十八日の夕飯代が特記されている。この夕食代はノイが駆け込んだ日のもので、ノイが四月二十八日に駆け込み、その母が呼び出され、内済を勧奨され、さらに夫方が呼び出されて以降の諸入用のための控帳が作成されたのである。五月五日の記事に、寺役人兩名への御礼金やノイの扶持料などが明記されていることは内済離縁が成立した結果と考えられ、さらに翌六日に幸吉・ノイ兩人の草履代が記載されているのは、ノイが満徳寺を下山したことを推測させる。しかしながら「済口証文兼引取証文」の日付が「八月二十七日」なのはなぜか。夫妻の子である定吉は、ノイが在寺すると養育に差し支えるほどの、乳幼児に近い「幼年」だったと考えられ、いまだ内済離縁になったものの、諸手続きのすまないうちに、一旦は幼児定吉の様子を看に、かりに下山が許されたものであるうか。百姓清左衛門家の相続についての後見人、妻方から支払われる離婚慰謝料そのほかの問題が解決されて、ようやく八月二十七日に済口証文兼引取証文の提出となったものと考えられる。ノイの事例は、本来寺法離縁になるべきものが、定吉の監護のため年中内済離縁で解決したのである。

#### 4 内済離縁と金銭問題

離婚問題の解決にあたって重要な問題は、子の帰属と監護・教育、それに主として金銭・財産問題である。縁切寺においてもまた然りである<sup>(15)</sup>。ここでは以上の内済離縁事例にあらわれた金銭問題に論及したい。

ところで、寺側文書にみえる金銭・財産問題としては、安政四（一八五七）年のイク一件があるが、これは内済示談成立後、持参荷物の引き取りをめぐるこじれ、結局寺社奉行への訴えに及ぶ「お声掛り」になったものであった（高木 一九九〇・二九二頁以下）。また寺に提出された内済済口証文に内済趣意金（慰謝料）が記載される例がみられるほか、扶持料覚が残存しているが（『研究』史料三三三）、多くは出頭してきた関係者が控えた地方文書によって明らかになる。

まず、寺への礼金からみよう。筆者は満徳寺では東慶寺とは違い、「寺への礼金はなかった」としていたが（高木 一九九〇・三六八頁）、史料二—四—<sup>(3)</sup>の「入用控帳」五月五日の項と「文久二年 まつ内済離縁一件帳」（史料一—14）にみられる。まず前者を、ついで後者を引用する。

一金百疋

御札

御用人 奥野分右衛門様え

御用人 村上源次郎様え



一 青銅二拾疋 見習 岑 幸三郎様え  
 一金五拾疋 扶持料 のいとの方  
 一金百疋 御札取扱宿え  
 一金壹朱也 御茶代同所宿え  
 一 青銅貳拾疋 取扱宿え筆墨料

## 定之礼

一金壹兩貳分也 寺役金  
 一金三分也 ふちまい 三十日其余見計  
 一金壹分ツ、 用人三人  
 一貳百文 女中方へ 老人前貳百文ツ、  
 一壹貫文 下郎中へ  
 一金 宿 礼

外は別段世話相成候方、御用人又宿礼之義は別段  
 世話ニ成次第、不同ニて見計之事

御用人(寺役人)三名への金額は、ともに三分で同額だが、峯好三郎が見習とのことで少額になっている。「定之礼」では、「寺役金」という寺への礼金が記載されているが、ノイの例では、最終的な決着を見ていないので、まだ記載できなかったものであろう。

いずれにしても、駆け入り後、正式に入寺が決まるまでは(あるいは内済離縁で済むときは)寺役宿に滞在したが、

この間の費用もかなりの金額に上ったのである。

つぎに「趣意金(離縁慰謝料)をみよう。徳川時代庶民離婚では、「離婚請求者支払義務の原則」であった。すなわち、離婚を請求する者が趣意金を支払うか、もしくは持参金を放棄するか、いずれにしても経済的負担を甘受して決着するのが通則であった<sup>11)</sup>。満徳寺への駆け込みは、女の方から離婚請求したことが明確であるので、すべての事例で趣意金が支払われたと思われる。本稿で紹介した内済離縁の場合、タカの夫は「媒人共任取扱二、金五兩請取」とあり、妻方から五兩の趣意金を受理しているが、ノイの場合は趣意金についての記述はない。事件の解決への経緯が異例な「召抱え直後の年季中内済離縁」であればなおさら必要であったと考えられるが、寺役金同様最終的結着をみない状況で記述できなかったのであろう。

(9) 満徳寺の縁切寺法の変遷と手続きについては、「研究」第四章「満徳寺縁切寺法の変遷過程」一六九頁以下参照。

(10) 二通の文書は今回発見の文書とともに埼玉県立文書館収蔵新井家文書であるが、史料六五・六六は、その目録の「社会、習俗」の項に分類され、宛名に徳川満徳寺役所とあり、これが満徳寺駆け込みであることが直ちに判明したが、今回の文書発見までに三〇年余が

経過した。今回の文書が「戸口、送入籍」の項に分類されてあり、満徳寺に関係したことは一切目録からわからなかつたので、閲覧しないままできたが、人別送りにせよ閲覧すべきと思考し、今回の発見につながつたのである。

(11) 以下の文中において駆け込み女ほか、女性の名前は便宜上カタカナ表記にする。

(12) これまで知られている年季中内済離縁は、『研究』史料一四八の事例で、妻の年季中に夫の方に後妻の縁談がもちあがり、後妻を迎えるために満徳寺に在寺中の妻に離縁状を差し出したもので、今回の子が幼年で育児に差し支えるという理由とは、大いに異なる(高木 一九九〇・二四一頁以下参照)。

(13) 満徳寺の事例は『研究』第五章第六節「縁切寺法における金銭・財産の問題」、東慶寺の事例は第六章第四節「東慶寺駆け入り女の問題―上げ金・扶持料・内済礼金」で論じた(高木 一九九〇年・二九二頁以下、および三六三頁以下参照)。

(14) 拙稿「江戸時代庶民離婚における夫婦財産」(『創価法学』第一九卷第三・四合併号、一九九〇年)に詳述した。本論文はのちに義江明子編『日本家族史論集8 婚姻と家族・親族』(吉川弘文館、二〇〇二年)に採録された。

### 三 その他の史料

史料3は、嘉永五(一八五二)年閏七月、上州甘楽郡乙父村(現・群馬県多野郡上野村)の名主治左衛門の女房キヨ駆け込みに関連して満徳寺が発した夫方呼び出しの達書、いわゆる「掛合差紙」である。この一件については、満徳寺文書に二冊の一件帳があり、夫は名主を務める者で、周辺地域では「一人我意ものにて恐なり候」と、だれもが腫れものにさわるような存在で、女房キヨ方にも無理難題を申しかける。いったんは復縁するが、夫の「不身持相募り、家内不和熟」で、キヨは家出し、仮親(親分)つまり復縁のときの身元引受人・神原村名主覚太夫を頼るが、夫はキヨを菩提寺で剃髪させるなどと申ししていることを聞き及び、当惑のあまり、満徳寺へ駆け込んだのである。手続き通り、親、まず実親(ここでは仮親)を呼び出すが、夫・治左衛門に遠慮してか、呼状の受け取りさえ拒む。ついで実親を呼び出す、これも夫との交渉を嫌って、仮親と互いに押し付け合う始末、結局、実父・市蔵が夫方と掛け合うが内済も不成立で、キヨの離婚意思が強固なことを確認した実父はキヨもともと離縁願いを申し上げる。一冊目の一件帳(『研究』史料二六)の最後には、「俱々離縁願」をうけて、「願書差上候様申付候、則願書差出候、乙父村名主治左衛門方え之懸合之達書相渡」とある。ここでの願書とは、

キヨを寺で召抱えくださり、寺法通り離縁を達成させてほしい旨の願書、つまり寺社奉行の吟味願書に添えられる、いわゆる「実父よりの願書」である。ただちに寺では懸合之達書、すなわち「掛合差紙」を送達したのであり、これの原物の控えが史料3である。これが八月二〇日付けで、二三日に到着したとのことであった。その後も治左衛門との交渉はうまくゆかず、内済離縁は成立しなかったのみならず、夫・治左衛門は寺へ出頭すらしなかったのである。やむなく満徳寺は寺社奉行へ「お声掛り」を申請することになる。一件帳二冊目〔研究〕史料(二七)は、九月江戸出府の記事から始まっている。夫婦関係者一同が江戸に到着し、妻方からは三両の趣意金で交渉するが破談になり、その後夫・治左衛門は「仮牢入」を命ぜられ、厳しき御沙汰を受けてようやく示談に応じたのである。最終的に内済が成立したのは、一二月六日であった。解決まで二カ月間の江戸滞在を要したのである。

史料5は、名主の「御用留」に控えられた、満徳寺の呼状とその請書である。これだけでは、元治二(一八六五)年八月、武州秩父郡皆野村(現・埼玉県秩父郡皆野町)栄藏娘イカが駆け込んだ事実しかわからない。なお、本文を控えるにあたって、ずいぶん誤写している様子がみられる。

(15) この一件については、『研究』二七一頁以下、史料

二六・二七参照。

#### 参考文献

- 高木侃 『縁切寺満徳寺の研究』成文堂、一九九〇年。  
 高木侃 『縁切寺満徳寺の内済離縁―新史料の紹介をかねて―』見城幸雄教授頌寿記念 法制と文化』見城幸雄教授頌寿記念事業会、一九九九年。  
 高木侃 『縁切寺満徳寺の内済離縁事例―武蔵国大里郡平塚新田村「かね」駆け込み一件―』『専修法学論集』第一〇〇号、二〇〇七年。

【追記】本稿は平成二一年度専修大学中期研究員(研究課題:日本家族法史研究)としての研究成果の一部である。

#### 四 史料

##### 史料目次

- 1 文政八年八月 武州秩父郡石間村寅吉女房さか 内済  
 離縁につき立入人あて取引証文
- 2 (嘉永二年) 武州賀美郡帯刀村文右衛門女房たか内済  
 離縁後相手方不束の所業及び名前偽り金  
 子ゆすり取りにつき不法出入り訴状
- 3 嘉永五年閏七月 上州甘楽郡乙父村名主治左衛門女房  
 きよ駈入につき満徳寺達書(掛合差

(紙)

4 安政六年五月 武州埼玉郡今泉村鯉幸吉女房のい内済

離縁一件文書

太田部村

名主 恒 二郎殿

立合 与右衛門 吉 印

5 元治二年八月 武州秩父郡皆野村栄蔵娘いか駈入につ

き呼状並に呼状請書写

了 助殿

(埼玉県立文書館収蔵 新井家文書)

1 文政八年八月 武州秩父郡石間村寅吉女房さか内済離

縁につき立入人あて取引証文

2 [嘉永二年]

武州賀美郡帶刀村文右衛門女房たか内済  
離縁後相手方不束の所業及び名前偽り金  
子ゆすり取につき不法出入り訴状

取引申一札之事

乍恐以書付

蔵 想

小西忠兵衛知行所

武州賀美郡帶刀村

百姓

訴訟人 文右衛門

不法出入

津金新十郎様知行所

同州同郡勅使河原村

組頭清蔵梓

清吉事

相手 定 三郎

滝蔵事百姓

同 友右衛門

宗門相除申処実正也、尤当月下旬迄ニ再縁仕度候ハ、  
七話人ヲ以可申入候、若シ当月相立候ても左右不仕候  
ハ、貴殿御兩人ニて何方へ御方付被下候共、少も申紛  
無御座候、猶又脇より何様之儀申掛ケ候共引請、貴殿方  
御難義相掛ケ申間敷候、為念之取引一札、仍て如件

石間村

文化八年酉ノ八月日

名主庄兵衛代兼

年寄 和

吉 印

名主清右衛門伴

同 梅 太 郎

右訴訟人文右衛門奉申上候、相手村方組頭歌次郎は、私統合ニ有之、同人姉たか弘化三年五月中、同村半三郎媒人にて、女房ニ貫請陸敷相暮し罷在候処、不仕合而已有之、身上も難取統程之難洪有之ニ付、歌次郎えも相談之上、同年十月中たか身分実家へ相預ケ、追て身之上立直り次第引取候筈にて相互ニ音信罷在候所、当閏四月相手之内梅太郎義、たか実親善四郎ニ被相頼候由ヲ以、たか身分離縁におよひ候ハ、相当之手当金可差遣旨申之ニ付、右は統合にて縁談も取結、最早身上向も立直共、たか身分可引取心組之時節以之外之儀ニ付、離縁難相成旨相断候所、無間もたか義上州徳河郷万徳寺様え入寺いたし候由を以、御同寺様より御書付、組下にて可濟事ニ候ハ、可相濟、万一滯子細有之ハ、親類・組合・村役人共にて私を召連可罷出旨御書付、同五月二日拝見仕奉恐入、依てハ御寺法難相背候ニ付、媒人共任取扱ニ、金五兩請取、たか身分は離別いたし遣候処、其後私義相手之内梅太郎・友右衛門と馴合、定三郎より多分之金子ゆすり取候風聞専有之、外間旁ニ付内々相探候所、たか義実家へ預ケ中相手之内定三郎より如何之義有之、梅太郎・友右衛門ニ被見咎、同人義私シ代之由ヲ以、同閏四月十七日金貳両梅太郎、同廿八日金拾両友右衛門義、右定三郎より受取候由ニ付、最早たかハ離別いたし候間、

定三郎え対し聊申分無之間、風聞之通梅太郎・友右衛門金子相渡し候哉之旨相違無之哉相尋候所、貴殿代之由ニ付、内濟金と心得差出し候趣ニ付、仍てハ私しニおゐて右躰之存し無之、梅太郎・友右衛門え掛合、右之金子取戻し可遣間、書付差出し貴度申談事候所、直様自筆にて相認メ書付差出候間、梅太郎・友右衛門え右始末及掛合候処、友右衛門におゐてハ全私方内濟金之由申之ニ付、定三郎より金拾兩請取候得共、直ニ梅太郎え相渡し申候旨申之ニ付、同人より及掛合候処、更ニ取敢不申候ニ付、実家歌次郎は勿論同人親善四郎えも及掛合候処、右躰之義ハ更不相弁、萬徳寺様え入寺いたし候もたか一存ニ付、右躰不熟之中往々親類中不和合之基と存離別いたし候旨申之、依てはたか・定三郎不束之取計いたし候を梅太郎・友右衛門被見咎、彼等共儀私し名前を偽り、定三郎より金拾両内生ニ取候ニ付、たか身分熟縁いたし候ハ、右等之義可相頭と存、梅太郎義私方へ離別之掛合ニ罷越、剩たかを程能申くるめ万徳寺様え入寺、離別為致候義にて、旁不法之所業一家相統方ニ拘、難捨置無是非今般御訴訟奉申上候、何卒以 御慈悲相手之者共并たか被召出、定三郎・たかハ不束之所業および梅太郎・友右衛門ハ私名前偽り金子ゆすり取候始末、御吟味之上相統相成候様被 仰付被下置候趣奉願上候、以上

(埼玉県児玉郡上里町七本木 新井惟史氏所藏)

きよ駟入につき満徳寺達書（掛合差

紙）

閏七月廿日 役人

乙父村

名主

組頭 中

右之通り到来

閏七月廿三日四ツ時

〔嘉永四年子正月吉日 御用留〕

〔群馬県多野郡上野村乙父 黒沢丈夫氏所藏〕

〔折封〕

徳川満徳寺

達書 役人

乙父村

名主

組頭 中

〔折封の折り返し上部・下部ともに「封印なし」の文字〕

其村治左衛門女房喜代義、当六月町為離縁願と 当寺え駟入候ニ付、同人親分神原村覚太夫方え呼状差遣候処、代之者差越、喜代身分引請之儀は、実親白井村市蔵方え相願候旨申立候間、則市蔵呼寄、始末糺之上喜代身分引請市蔵方引請ニ取極り、然ル上は熟縁可為致と、喜代え異見等為差加へ候得共、納得不致強て縁切相願候間、尚取調之上市蔵并村役人え内済懸合之儀申論差遣候ニ付、双方にて厚致勦弁相互ニ実意を以て懸合、可成丈於其地示談之上内済相成候様可被致候、若懸合不行届儀も有之候ハ、治左衛門并親類・組合召連相越、否哉可被申立候

徳川満徳寺

4 安政六年五月 武州埼玉郡今泉村智幸吉女房のい内済

離縁一件文書

(1) 〔年季中（召抱直後）内済離縁済口証文写〕

差上申済口証文之事

細田猪之助知行所武州埼玉郡今泉村百姓清左衛門後家せん娘のい、拾壹ヶ年以前三月中、同村林蔵悻悻幸吉智養子ニ貫請候処、夫婦中不熟ニ付、今般為離縁願、御当山様え駟入候ニ付、同人母せん被召出、糺之上内済被仰付候処、掛合方不行届段御訴申上候処、猶又御達書ヲ以実父方え内済掛合可仕旨、被仰付越奉畏候て内熟可仕候、のい叔父磯七御当地ニ罷在掛合向行届兼、依之双方御当地被出及示談、有家督不残悻定吉え相讓候事ニ取極メ、養子幸吉義及離縁、実父林蔵方え引取、のいえ離縁状之儀御寺法之通り、期月

過候上にて可差遣処、定吉幼年之儀ニ付勘弁之上、当時離縁状相濟、然ル上はのへ儀致入夫候共、於吉<sup>⑤</sup>吉差構無御座候、熟談内濟行届候之段、偏ニ 御威光難有仕合ニ奉存候、右一件ニ付向後御願ケ間敷一切申上間敷候、然ル上はのへ義、母せん方え御下ケ被成下置候様奉願上候、為後日連印を以濟口証文奉差上候処、依如件

細田猪之助知行所

武州埼玉郡今泉村

百姓清左衛門後家

願人 せ ん

親類 磯 七

組合 熊 五郎

年番名主

組頭 曾右衛門

百姓林蔵煩二付

徳川

満徳寺様

御役人中様

代忰 銀 蔵

当人 幸 吉

親類 平左衛門

組合 儀 兵衛

右之分写

名主 徳 七郎

(2) [内濟離縁濟口証文兼引取証文、付満徳寺離縁状下書]

(端裏)

「のし

筆 墨 料

今泉郷

「のい」

差上申濟口証文之事

一 細田猪之助知行所武州埼玉郡百姓清左衛門後家せん娘のへ義、為離縁願、 御当山え駈入申二付、私共一同被召出、厚御利解之上内濟掛合被仰付一同難有承伏仕候、則御当所於及示談、有督不殘幸吉忰定吉え相譲り、幼年之儀ニ付、後見之儀は国許於、親類・村役人相談之上相定メ候事ニ之極メ、養子幸吉儀ハ実父林蔵方え為引取、のへえ之離縁状は 御当山様え差上、双方聊申分無之内濟行届候処実正也、今日御威光ヲ以のい願之通り相定候、清左衛門家名無相違行立、双方故障無内濟仕難有仕合ニ奉存候、然ル上はのへ義養女せんえ御下ケ被成下置候様奉願上候、為後日濟口証文一同連印差上候処、依て如件

細田猪之助知行所

〔天保甲午〕

武州埼玉郡今泉村

八月廿七日

磯 七

今泉村

林蔵倅

幸吉

一錢壹貫貳百文

御肴弁当共入用

右兄

加印銀

蔵

幸吉  
庄左衛門

離縁一札之事

深厚之宿縁淺薄之事

不私、後日雖他え嫁、一言

異乱無之、依如件

清左衛門後家

おせん殿娘

おのへとの

同

一三拾二文

舟賃右四人分

同

一百四拾八文

中瀬之渡し 同断

舟賃

四日

一九百文

飛脚賃

(3) 〔満徳寺出入中人用控帳〕

五月五日

是ノ 貳貫貳百八拾文

幸吉払方致

〔横帳表〕

「 安政六年

今泉村郷（ついで）

幸吉  
のい  
一件

一金百疋

御札

御用人奥野分右衛門様え

才次郎出ス

徳川満徳寺様出入中人用扣帳

元組

未ノ五月三日

齊藤 才次郎

同

一青銅二拾疋

見習 幸三郎様え

庄左衛門出ス

覚

未ノ五月三日妻沼

同

御札扶持料のいとの分



一金五拾疋

才次郎出ス

一拾弍文

小休

同

御礼取扱宿え

金弍分三朱ト

錢壹貫〇拾文

一金百疋

同人出ス

内

御茶代同所宿え

金弍分弍朱ト

才次郎出ス

一金壹朱也

庄左衛門出ス

錢百弍拾四文

内金壹朱ト

庄左衛門立替出ス

取扱宿え筆墨料

一青銅弍拾疋

右同人出ス

錢八百八拾弍文

五月六日

舟賃小嶋渡し三人分

五月三日之夜より五日夜迄夕飯十壹人分

一百拾二文

才次郎出ス

此飯料弍貫七百五拾文

四日昼中飯五日迄昼中飯八人分

一八百文

中飯酒肴共代 庄左衛門出ス

内錢拾六文

煙草壹ツ庄左衛門分

外二 弍百五拾文

五月六日

内三百拾四文

□次郎 兩人分

庄左衛門請取

右は四月廿八日夜のい様

壹人分

浅次郎 兩人分

メ三貫八百文

一四拾八文

そふり二足代

引 〆四百八拾弍文

庄左衛門

幸吉

をのい 三人分

おのへ兩人分

才次郎

一四拾八文

煙草三ツ代

同

幸吉分

一廿四文  
一廿八文

西之内四状代<sup>⑧</sup>  
小紙壹状役  
所入用二遣

メ三貫九百五拾貳文

為金貳分ト

六百二文

右之通り勘定髓ニ請取申候、以上

徳川郷

宿 清之助 ⑨

今泉村

儀兵衛様

(埼玉県立文書館収蔵 斎藤(治)家文書)

\*1 満徳寺離縁状は余白に書かれている。

\*2 駈込女は「のい」とも「のへ」とも表記されているが、

原文にしたがい、あえて統一しなかった。

5 元治二年八月

武州秩父郡皆野村栄蔵娘いか駈入につ

き呼状並に呼状請書写

(1) [呼状]

徳川満徳寺

呼状 役人

武州秩父郡皆野村

名主

組頭 中

其村組下百姓栄蔵娘いか、為離縁願と当寺え駈入候ニ付、栄蔵并親類・組合同道致シ、飛脚着次第早々可相紙下、尤銘々印形持参可有候、以上

徳川満徳寺

丑八月四日 役人

武州秩父郡皆野村

名主

組頭 中

(2) [呼状請書]

差上申御請書之事

一当村百姓栄蔵娘いか、為離縁願と御当山様え駈入候ニ付、親栄蔵并親類・組合、私共ニて差添可罷出旨、御紙上之趣拜見承知奉畏候、早速罷久、着御届ケ可申上候、御受書差上申処、仍如件

松平下総知行

徳川満徳寺  
御役人中様

〔元治元年 御用留〕  
(埼玉県熊谷市新堀 佐藤 繁氏所蔵)

武州秩父皆野